

令和4年度独立行政法人国立美術館契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和5年2月7日（火） 東京国立近代美術館 3階貴賓室	
出席委員（敬称略）	○委員長 高場 一博（弁護士） ○委員 貝塚 健（アーティゾン美術館 特命事項担当学芸員） 田中 靖浩（公認会計士） 田中 淳（独立行政法人国立美術館監事・大川美術館館長） 茶田 佳世子（独立行政法人国立美術館監事・公認会計士）	
審査対象期間	令和4年（令和4年1月1日～12月31日）	
個別審査対象案件	209件	○議 事 (1) 令和4年度契約監視委員会審査対象件数について (2) 令和4年に前年に引き続き一者応札・応募となった競争性のある契約について（フォローアップ） (3) 令和4年に一者応札・応募となった競争性のある契約について (4) 令和4年に随意契約となった契約について
一者応札・応募となった競争性のある契約	92件	
一般競争	40件	
前年に引き続き1者 応札となった契約	2件	
企画競争	14件	
公募	38件	
競争性のない随意契約	117件	
事前点検実施件数	2件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答及び審議総括	別紙のとおり	

質問・意見	回答
<p><b>議題（１）</b> 令和４年度契約監視委員会審査対象件数について</p> <p>特段の意見なし</p> <p><b>議題（２）</b> 令和４年に前年に引き続き一者応札・応募となった競争性のある契約について（フォローアップ）</p> <p>○国立工芸館の建築設備維持管理業務 (国立工芸館)</p> <p>(参加資格「文化財保護法第 53 条に該当する公開承認施設又は平成 29 年度以降に国指定重要文化財の展示を行った美術館・博物館において、同等の業務契約実績を通算で 2 年以上有すること。」について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開承認施設での業務実績を競争参加資格としていることについて、参入のハードルが高いように思われる。</li> <li>・質を確保しつつ、いかに条件を緩和できるかは重要な問題である。</li> <li>・該当の項目を除いたとき、どの程度応札者が増えるか想定しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の入札までは仕様書等を HP からダウンロードいただく扱いだっため、参加可能性のある事業者がどの程度いるか把握できていない。なお、現在は HP には入札公告のみ掲載し、仕様書等は連絡をいただいて配付しているので、事業者の把握が可能となっている。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該館だけが設定している条件なので、除いた方がいよいに思われる。</li> <li>・質を担保できる項目を他に設けることなどにより、当該項目の削除など要件を緩和することを検討いただきたい。</li> </ul> <p>○国立西洋美術館 情報システム等の運用管理支援業務 (国立西洋美術館)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性が高いように思うが、参加資格・条件について応募者の適否をチェックすることは可能なのか。</li> </ul> <p>議題（3） 令和4年に一者応札・応募となった競争性のある契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公告期間等ルールが細かく定められているが、にもかかわらず一者応札・応募のものがあるのは、ルールを検討する必要があるかもしれない。</li> </ul> <p>○海外学術情報データベース提供業務 (本部事務局)</p> <p>○海外学術情報データベース提供業務 (東京国立近代美術館)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同様の名称の契約が本部事務局と東京国立近代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の調達の際には見直しを行うこととする。</li> <li>・担当研究員が適切に確認を行っている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検項目等について見直しを行うとともに、自己点検において未対応又は未実施となった案件については、適切に改善を行う。 また、仕様書を求めたものの、入札に参加していない業者への聴き取りによる改善についても、検討していきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京国立近代美術館で先（令和4年2月）に契</li> </ul>
---	--

<p>美術館で、一件ずつある理由について。</p> <p><b>議題（４）</b> 令和４年に随意契約となった契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約の点検は誰が行っているのか。</li> </ul> <p>○土地使⽤契約 ○土地持分売買契約 <b>（国立新美術館）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約内容について。</li> <li>・ 契約金額について。</li> </ul> <p>○移動壁制作業務 一式 <b>（国立国際美術館）</b></p> <p>○「国立新美術館開館 15 周年記念 李禹煥展」出品作品撮影の集荷、運送及び陳列業務 一式</p> <p>○「国立新美術館開館 15 周年記念 李禹煥展」図録制作出版業務 一式 <b>（国立新美術館）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作家の指定を事由とする随意契約については、どのような場合にも可能となると、非常に高額</li> </ul>	<p>約を行っていたが、その後（令和４年 12 月）、本部（アトリサーチセンター）において、法人として東京国立近代美術館を含む全館を対象とした契約を行ったものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達等合理化計画において定められた本部事務局長を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより行っている。</li> <li>・ 国立新美術館の使用している土地を、予算措置に基づき、購入している。購入していない面積分については、借料を支払っている。</li> <li>・ 客観的な鑑定結果に基づき適切に支出を行っている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討する。</li> </ul>
---	---

なものを指定される等の懸念がある。認められるものを基準化する等の必要があるのではないかと。

特に、出版社の指定には他社においても同等の成果を挙げられるように感じられる。線引きが必要かもしれない。

#### 総括

- ・競争性を確保するため、国の規則に準じて定めた様々なルールに沿って契約事務を行っていることを確認した。価格のみでなく、質の面も含め適切な契約となるよう、総合評価方式等の活用を検討するなど、引き続き適正な契約に務めていただきたい。

全体としては問題なく処理されている。

以 上